

【前提】市の条例において、６戸以上の共同住宅を建設しようとする者（以下「共同住宅建設者」という。）は、あらかじめ市と協議し、敷地内又はその周辺にごみ集積場を設置しなければならないと定めています。過去の区長要望において、区では事前協議の内容が把握できないため、情報提供してほしいという要望があり、共同住宅に係るごみ集積場のトラブルは一定数あるため、区の意向も考慮し、共同住宅建設者が事前に区へ情報提供する仕組みの確立と、これまで内規で定めていたごみ集積場の設置に係る構造等を定めた新たな指導要綱を制定します。

共同住宅を建設する際に、ごみ集積場について区へ情報提供するように共同住宅建設者へ指導します。

現在 共同住宅建設者は共同住宅のごみ集積場について市と協議しますが、その内容について区は把握することができません。



共同住宅建設者に対し、区へ事前に情報提供するように指導することで、区が事前にごみ集積場について把握できるようになります。



これまで内規で定めていたごみ集積場の設置に係る構造等を指導要綱で定め、適切なごみ集積場を設置するように共同住宅建設者へ指導します。

現在 ごみ集積場の構造等について規則に定めがないため、共同住宅建設者との事前協議の際に内規による説明。

共同住宅建設者に対し、指導要綱に基づき適切な構造等のごみ集積場を設置するように指導できるようになります。

今後

共同住宅建設者

ごみ政策課と協議時、要綱に基づき適切なごみ集積場を設置するよう指導

建設

